

令和4年あきる野市農業委員会 5月総会議事録

令和4年5月25日（金）午後1時30分、令和4年あきる野市農業委員会5月総会は、あきる野市役所5階、503会議室において開催された。

出席した農業委員は次のとおりである。

甲野富和、堀江建夫、大福哲也、唐澤啓治、長濱一郎、本郷朝次、笹本善之、小川金二、栗原剛、嶋崎三雄、田中克博、平野久雄、山崎勇

出席した農地利用最適化推進委員は次のとおりである。

松村敏郎、小田川篤雄、坂本博、野崎忠、宮崎恒雄、田中英雄

出席した事務局職員は次のとおりである。

事務局長 青木邦彰 ・ 事務局次長 藤島和彦 ・ 事務局 金澤知行、森川朋紀

議事日程

- 第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請の許可について
- 第2号議案 相続税の納税猶予に係る農地等の引き続き農業経営を行っている旨の証明について
- 第3号議案 生産緑地に係る農業の主たる従事者の証明について

開会 午後1時30分

(事務局長) それでは、若干早いのですが皆さまお揃いになりましたので、始めさせていただきます。

ようやく5月22日をもちまして、東京都のリバウンド防止期間も終了いたしました。しかしながら、あきる野市でもまだ感染者が出ておりますので、継続して対策を行っていきたいと考えております。それでは、ただ今から、令和4年あきる野市農業委員会5月総会を開催いたします。初めに甲野会長からご挨拶、よろしく願いいたします。

(会長) 皆さま、こんにちは。お忙しいところ総会にお集まりいただきまして、ありがとうございます。今日からクールビズということで、気温も今日はずいぶん高いので、ちょうど良いかなと思います。コロナウイルスもどうにか落ち着いてきたようですけれども、あきる野市は依然として近隣の市町村に比べれば、かなりまだ感染者が出ておりますので、油断をしないように、マスクを外して良いというような話が政府からも出ているようですけれども、皆さまお体に気を付けていただきたいと思います。また、時期的に暑くなってきて、そろそろ梅雨の時期になるのですが、どうしても草が生えてきまして、皆さま草退治をされていると思うのですが、草が退治しきれない方がいるらしくて、例年そろそろ苦情の出る時期になりますので、もし皆さま近隣でそういう畑がありましたら事務局にでも結構ですし、もしご本人をご存知でしたら、できるだけ手入れしていただくようにお伝えいただきたいと思います。なかなか手が回らないのでそういう人もいると思うのですが、どうしても畑は見栄えもありますし、また近隣に草種が広がったりして迷惑がかかりますので、できるだけ草だけでも退治していただければと思いますので、皆さまよく見回りなり、通るついでで結構ですので見ていただきたいと思います。今日は案件がそれほどないのですが、ぜひ皆さま活発なご議論とともに忌憚のないご意見をいただきまして、議事のスムーズな進行にご協力をいただきたいと思います。本日もよろしくお願いいたします。

(事務局長) ありがとうございます。続きまして、諸報告並びに署名委員の指名をお願いいたします。

(会長) はい。特段の諸報告はございません。本日の署名委員は栗原委員と笹本委員です。よろしくをお願いいたします。

(事務局長) それでは議事に入る訳でございますが、議長につきましては、あきる野市農業委員会会議規則第4条の規定により、会長が議長となっておりますので、会長、よろしくお願いいたします。

(議長) はい。本日の出席委員は橋本委員より欠席の連絡がございましたので、農業委員13名、推進委員6名の合計19名となります。農業委員過半数の出席がありますので、総会を開催いたします。それでは議事に入ります。第1号議案、収受12について、事務局、説明願います。

(事務局次長) はい。それでは、議案書1ページ目をご覧ください。第1号議案、農地法第3条の規定による許可申請の許可について。農地法第3条の規定による次の農地の権利移動についてはこれを相当と認め許可するものとする。令和4年5月25日提出。あきる野市農業委員会、会長、甲野富和。

(第1号議案・収受12 朗読)

以上でございます。

(議長) 続きまして、収受12について、担当の平野委員、説明願います。

(平野委員) はい。では説明いたします。5月20日に長濱委員と事務局2人、計4人で現地調査に行っていました。地図は6ページをご覧ください。

(現地案内図 説明)

現況としましては、梅が数本植えてありまして、下草刈りは十分きれいにされておりました。この土地は令和2年に△△△△さんと□□□□さんが相続した土地でございまして、ご覧のとおり●●と●●ということで、なかなか遠い所で管理できないというようなことで、いところであります○○○○○さんに譲渡したいということで、話が進んだようでございます。○○○○○さんは○○○○○の北側に隣接して畑を持っていますので、一体として使えるということでございます。今後は○○さんはブルーベリーを中心に耕作、生産をしていきたいとの申出があるようです。○○さんは大変真面目で一生懸命やる方なので心配ないと思いますが、ご審議の程よろしく願いいたします。以上です。

(議長) はい。ただいま、事務局と平野委員から説明をしていただきましたが、何かご質問ございますか？・・・よろしいでしょうか？

それでは、ないようですので、收受12について、農地法第3条の規定による許可申請の許可については、これを相当と認め、許可することにご異議ございませんか？

(全委員) 異議なし。

(議長) 異議がないようですので、許可することに決定いたします。続きまして、收受13から收受17についてですが、こちらは関連案件のため一括で審議いたします。まずは事務局、説明願います。

(事務局次長) はい。それでは、議案書2ページ目をご覧ください。

(第1号議案・收受13 朗読)

(第1号議案・收受14 朗読)

(第1号議案・收受15 朗読)

(第1号議案・收受16 朗読)

(第1号議案・收受17 朗読)

以上でございます。

(議長) 続きまして、收受13から收受17について、担当の本郷委員、説明願います。

(本郷委員) はい。去る5月20日に事務局2名と私の3名で現地を確認いたしました。改めて後日、5月23日に単独で確認に行った際に、法人の○○○さんにお会いしまして話を伺いました。場所につきましては、7ページをお開きください。

(現地案内図 説明)

まず畑①ですが、ここにつきましては、一面にスイカが植え付けられておりました。畑②はトマト、ピーマン、シシトウ、キュウリなど、夏野菜の苗が植え付けされております。次に畑③はきれいに耕耘された状態で、これからサツマイモが植え付けられる予定とのことでございます。次に畑④ですが、ここは畑の一角に単管パイプでできた波板屋根の下にテーブルが3台置かれておりました、イスが設置され、20名程度が座れる施設があります。また、スチール製の物置や木造の農機具置場が3台、洗い場と水タンクが設置されております。畑にはカブ、ダイコン、サニーレタス、ネギ、コマツナなど春野菜が収穫時期を迎えております。次に畑⑤ですが、

ここの北側にはショウガ、サトイモが植え付けられ、今後オクラを作る予定となっているとのことでございます。また、ビニールハウスがありまして、中にはミニトマトが栽培され、EMぼかし、堆肥の作業場にもなっております。他には簡易トイレが2台あり、物置は単管パイプでできたものが2台と木造の倉庫が1台、テーブルやイスがある物が1つあり、キウイの棚の下には畑④と同様の休憩施設がございます。道沿いには車が4, 5台止められるスペースと、農業残渣を燃やすための大きな穴がございました。次の畑⑥は8ページをお開きください。

(現地案内図 説明)

この畑は古い枯れた栗の木が7本程度あり、一部は除草がされておりまして、マルチが2冊敷かれておりました。その他はかなり雑草が多くありますが、体験農業としての栗の木の抜根や除草を行うとのことでございます。最後に畑⑦ですが、再度7ページをお開きください。

(現地案内図 説明)

ここは栗林でようやく収穫できるような木でございます、下草はかなりの草丈になっておりますが、これも除草作業が体験農業となるそうです。以上でございますが、前回の全員協議会に於いて事前説明がありましたように、●●の性格上様々な作物や施設がございます。よろしくご審議の程お願いいたします。

(議長) はい。ただいま、事務局と本郷委員から説明をしていただきましたが、何かご質問ございますか？

(小川委員) 1つ教えてもらいたいのですが、収受14だけが使用貸借権の期間が5年間になっていて、あとは3年間なんですけど、何か理由があるのですか？

(事務局) はい。そちらについて補足をさせていただきます。こちらなのですが、土地所有者の皆さんをお招きして一斉にお話し合いをした訳ではなく、個別に訪問して貸してほしいとお話を持って行ったそうで、その中で収受14の△△△△さんだけ5年ぐらい借りてくれないかとお話があったので、こちらだけ5年に伸ばしていると伺っております。以上になります。

(小川委員) 分かりました。

(議長) 他にご質問ございますか？

(田中克博委員) すみません。制度のことでちょっとお聞きしたいのですが、農地法3条ですけれども、途中で貸渡人、借受人、どちらも、途中で相続等起こった時というのは、どうなるのですか？

(坂本委員) 使用貸借の場合ですね、どちらかの方が亡くなった場合はその時点で切れるから・・・ですから3年間続くというのではなくて、そこまで。

(田中克博委員) 終わり？その場で1回・・・

(坂本委員) だから年数が3年となっても、途中で亡くなったらそこまでだと・・・そういうことでいいですね？

(事務局) すみません。ちょっと調べさせていただいて、報告いたします。

(田中克博委員) あの、ここ、まとまって借りていて、使い方としては一帯で借りているから、ここだけ使えなくなったりとなると・・・

(事務局) そうですね。相続された方が農業をやりたいという場合であれば調整が必要ですが、おそらくこちらはご理解を得てやられているので、皆さん多分相続を受けてもご自分では農業

をやらないのかなとは・・・

(事務局) 一応地権者の方のご理解はいただいているというところなので、そういった部分でも継続していくことは可能だと思います。

(議長) 3条の使用貸借の件は分かりましたか？

(事務局) はい。農地法上には使用貸借のことについては書かれていないのですが、民法の597条というところで、使用貸借は借り主の死亡によってその効力を失う、ということなので、借りている人が亡くなられた場合、その時にこの貸し借りの効力はなくなってしまうということになります。改めて相続人の方と3条の使用貸借権をかけ直すことになります。以上になります。

(議長) 他にご質問ございますか？・・・よろしいでしょうか？

それでは、ないようですので、收受13から收受17について、農地法第3条の規定による許可申請の許可については、これを相当と認め、許可することにご異議ございませんか？

(全委員) 異議なし。

(議長) 異議がないようですので、許可することに決定いたします。続きまして、第2号議案、番号1について、事務局、説明願います。

(事務局次長) はい。それでは、議案書4ページ目をご覧ください。第2号議案、相続税の納税猶予に係る農地等の引き続き農業経営を行っている旨の証明について。次の申出について、相続税の納税猶予に係る農地等の引き続き農業経営を行っていることを証明する。令和4年5月25日提出。あきる野市農業委員会、会長、甲野富和。

(第2号議案・番号1 朗読)

以上でございます。

(議長) 続きまして、番号1について、担当の本郷委員、説明願います。

(本郷委員) はい。日付等につきましては、先ほどと同様でございます。場所につきましては、9ページをお開きください。

(現地案内図 説明)

道路沿いにつきましては柵で囲まれていまして、大きな植木と果樹が植えられておりました。作物につきましてはサニーレタス、エンドウ、キュウリ、ジャガイモと、ニンジンが作られており、約半分弱は作付けはされておりましたが、きれいな状態でございます。当日はたまたまご本人の〇〇さんがいらっしゃいまして、草取りをしておりましたので、引き続き耕作されていることが確認できたということでございます。以上でございます。

(議長) はい。ただいま、事務局と本郷委員から説明をしていただきましたが、何かご質問ございますか？・・・よろしいでしょうか？

それでは、ないようですので、〇〇〇さんは、引き続き農業経営を行っている旨を証明することに、ご異議ございませんか？

(全委員) 異議なし。

(議長) 異議がないようですので、引き続き農業経営を行っている旨を証明することに決定いたします。続きまして、番号2について、事務局、説明願います。

(事務局次長) はい。

(第2号議案・番号2 朗読)

以上でございます。

(議長) 続きまして、番号2について、担当の大福委員、説明願います。

(大福委員) はい。説明させていただきます。5月20日に橋本委員、及び、事務局2名とともに現地調査に伺いました。まず、今、事務局に説明いただいた本議案の面積のところの数字が、3つの番地で少し除外されております。その除外につきましては、ご自宅の屋敷周りの土地で、通路やお稲荷さん等があるため、最初から納税猶予から除外しているとのことでした。それでは地図の10ページをご覧ください。

(現地案内図 説明)

こちらは5筆まとまった土地になっておりまして、その土地の真ん中にある家をご自宅になります。まず畑①ですが、桃が12本程植わっておりまして、ご本人のお話では花桃、関白桃と言うことで、花枝を出荷するとのことでした。その他の野菜がエンドウ、タマネギ、トウモロコシ、ハウスではキュウリの栽培跡がありました。そして畑②、畑③、畑④ですが、ミカン、レモン、ブルーベリーといった果樹が栽培されておりました。その他に南天や紫陽花が栽培されておりました。こちらでも花で出荷するとのことでした。こちらの中には古い豚小屋がありまして、現在倉庫として使われておりましたが、これは最初から納税猶予から外されているとのことでした。畑⑤ですが、南の方は啓翁桜、花桃が栽培されておりました。北側の方はきれいに耕耘され、マルチが敷かれておりました。今回の圃場なんですけれども、主に花卉栽培が行われている感じでして、直売所などへ出荷されているとのことでした。全体的によく管理されておりましたので、問題ないかと思えます。ご審議の程よろしく願います。

(議長) はい。ただいま、事務局と大福委員から説明をしていただきましたが、何かご質問ございますか？・・・よろしいでしょうか？

それでは、ないようですので、〇〇〇〇さんは、引き続き農業経営を行っている旨を証明することに、ご異議ございませんか？

(全委員) 異議なし。

(議長) 異議がないようですので、引き続き農業経営を行っている旨を証明することに決定いたします。続きまして、第3号議案、番号1について、事務局、説明願います。

(事務局次長) はい。それでは、議案書5ページ目をご覧ください。第3号議案、生産緑地に係る農業の主たる従事者の証明について。次の申出について、生産緑地法に係る買取申出に伴う農業の主たる従事者の証明に関する事務処理規程第5条第1項の規定に基づき証明する。令和4年5月25日提出。あきる野市農業委員会、会長、甲野富和。

(第3号議案・番号1 朗読)

以上でございます。

(議長) 続きまして、番号1について、担当の嶋崎委員、説明願います。

(嶋崎委員) はい。それでは説明いたします。地図は11ページをお願いします。

(現地案内図 説明)

2筆ございますが、この畑のすぐ隣に元々はご本人が住んでいらっしゃいました。ご本人は今年1月にお亡くなりになったのですが、本当によく働く人でありまして、田んぼも畑も本当によく、亡くなるひと月前まで一生懸命、去年の秋も田んぼのあぜに捕まりながら稲刈りの手伝い

なんかして、そういう人でございます。とてもきれいにやっておりました。現在はちょっと手薄になっていまして、本人が作った物がほんのちょっと残っているくらいで、きちんと管理をされていたということについては、誰が見ても証明できると思います。よろしく願いいたします。以上です。

(議長) はい。ただいま、事務局と嶋崎委員から説明をしていただきましたが、何かご質問ございますか？・・・よろしいでしょうか？

それでは、ないようですので、番号1について、〇〇〇さんは、農業の主たる従事者であったことを証明することに、ご異議ございませんか？

(全委員) 異議なし。

(議長) 異議がないようですので、証明することに決定いたします。続きまして、報告事項に移ります。専決の報告について、事務局より報告願います。

(事務局) はい。それでは、お手元の令和4年あきる野市農業委員会5月総会専決処理報告書をご覧ください。では読み上げます。

(専決報告 朗読)

以上でございます。

(議長) はい。以上で本総会に提出されました議案と報告については、滞りなく終了いたしました。

なお、次回の総会ですが、6月27日、月曜日、午後1時30分より、あきる野市役所本庁舎5階、503会議室で行う予定です。よろしく願いいたします。

以上をもちまして、農業委員会総会を閉会いたします。

閉会 午後2時16分